

原管発官25第772号

平成26年2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長
金子修一殿

東京電力株式会社
原子力運営管理部

福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画における一部変更について

「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年3月1日より次回修正までの間添付の表の通り一部変更して運用させていただきますので、よろしくお願い致します。

添付資料

- ・「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

以上

平成26年2月28日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第二原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”二重下線“にて明示しています。
本変更は平成26年3月1日より適用します。

頁	変更前	変更後	理由
I-5	第1章 総則 第2節 定義 30. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。	第1章 総則 第2節 定義 30. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）<u>及び独立行政法人原子力安全基盤機構と</u>を接続する情報通信ネットワーク（地上系及び衛星系ネットワーク）をいう。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
	第2章 原子力災害予防対策の実施	第2章 原子力災害予防対策の実施	
	第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	
I-20	1. 緊急時対策所 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。	1. 緊急時対策所 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更
I-21	3. 本店非常災害対策室 (4) 本店原子力運営管理部長は、本店の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、本店原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。	3. 本店非常災害対策室 (4) 本店原子力運営管理部長は、本店の非常災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、本店原子力運営管理部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
I-27	第3章 警戒事態発生時における対応 第1節 通報及び連絡 2. 原子力警戒態勢発令時の対応 (7) 発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁と独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。	第3章 警戒事態発生時における対応 第1節 通報及び連絡 2. 原子力警戒態勢発令時の対応 (7) 発電所警戒本部長及び本店警戒本部長は、原子力警戒態勢を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁と独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更
I-29	第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (7) 発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターと独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。	第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡 2. 緊急時態勢発令時の対応 (7) 発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急時体制を発令した場合、緊急時対策所、本店非常災害対策室においてテレビ会議システムを起動し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターと独立行政法人原子力安全基盤機構を接続する。	原子力安全基盤機構解散に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
Ⅱ-3	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報経路 : 原子力災害対策指針に基づく警戒事態発令時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1 : 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2 : いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3 : ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡	原子力規制庁の体制変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II - 4	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ送信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遺 ※4: メールによる連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ送信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: ファクシミリ、電話等による通信手段が遮断された場合は、衛星携帯電話を所持した者を派遺 ※4: メールによる連絡	原子力規制庁の体制変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-5	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運輸での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡	別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運輸での事象発生時の通報経路 : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡	原子力規制庁の体制変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-6	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の要請報告先 フラクションミによる送信 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: フラクションミ、電話等による通信手段が遮断された場合は、簡易携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の要請報告先 フラクションミによる送信 電話等による連絡 ※1: 浪江町、広野町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯館村 ※2: いわき中央警察署、いわき南警察署、いわき東警察署、いわき市消防本部、南相馬警察署、相馬地方広域消防本部、田村警察署、郡山地方広域消防組合消防本部、福島警察署、伊達地方消防組合消防本部、田村消防署、相馬消防署、南相馬消防署、浪江消防署、平消防署、小名浜消防署、勿来消防署、常磐消防署、内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: フラクションミ、電話等による通信手段が遮断された場合は、簡易携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡	原子力規制庁の体制変更に伴う変更

頁	変更前	変更後	理由
II-7	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外避難での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外避難での事象発生時の連絡経路 : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 → : ファクシミリによる送信 → : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	原子力規制庁の体制変更に伴う変更